

～ 風俗営業などが変わります ～

1 ダンスホール等営業の規制対象からの除外（平成27年6月24日施行）

これまで、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗適正化法」という。）第2条第1項第4号に規定する「ダンスホール等営業」は、風俗営業として規制されていましたが、近年、ダンスをめぐる国民の意識が変化し、また、ダンスホール等営業に関連して風俗上の問題が生じているとの実態はほとんどないことから、法の規制の対象から除外し、4号営業「ダンスホール等営業」の規定を「削除」しました。

また、これに伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「施行令」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）からダンス教授講習及びダンス教授試験の規定を始めとするダンスホール等営業に関連する規定を削除するとともに、ダンスホール等営業に関連する国家公安委員会告示を廃止しました。

2 キヤバレー等に係る規制の見直し（平成28年6月23日施行）

今回の法改正では、「ダンス」自体に着目した規制は行わないことから、風俗適正化法第2条第1項第1号の営業「キヤバレー等営業」の定義からダンスに関する部分を削除することになりました。

1号営業「キヤバレー等営業」の規定からダンスに関する部分を削除すると、「設備を設けて客の接待をして客に飲食をさせる営業」となり、この営業形態は2号営業「料理店・カフェー」に含まれることから、1号営業「キヤバレー等営業」の規定を削除し、キヤバレー等営業について独立した号は設けないこととなりました。

3 ナイトクラブ等に係る規制の見直し（平成28年6月23日施行）

近年、ナイトライフの充実を求める国民の声が高まり、ダンスをめぐる国民の意識が変化する中、3号営業「ナイトクラブ等営業」については様々な形態があることから、ダンス自体に着目するというのではなく、それぞれの営業の実態、風俗上の問題を生じさせるおそれなどを勘案しながら、低照度で営まれる営業や深夜にわたる営業については別途規制することとし、ナイトクラブ等の営業自体については風俗営業から除外することとなりました。

3号営業「ナイトクラブ等営業」の規定を削除するとともに、ナイトクラブ等営業のうち、深夜（午前0時から午前6時まで）においてもその営業を営む営業については、新たな「特定遊興飲食店営業」の許可を受けた場合には、その営業を営むことができることとなりましたが、滋賀県では、ホテル・旅館を営む営業施設内の特定施設で公安委員会からの許可を受けた「特定遊興飲食店営業」しか、営業ができません。（詳細は、「4 特定遊興飲食店営業の新設」を参照）

4 低照度飲食店営業に係る規制の見直し（平成28年6月23日施行）

これまでの5号営業「低照度飲食店営業」においては客にダンスをさせることが

認められていませんでしたが、3号営業「ナイトクラブ等営業」の規定が削除されることに伴い、ナイトクラブ等営業のうち低照度で営まれるものは、新たな2号営業「低照度飲食店営業」に該当することになります。よって、低照度飲食店営業において客にダンスをさせることが可能になります。

(1) 照度の測定方法の見直し

新たな2号営業「低照度飲食店営業」に該当するか否かを判断するための照度の測定方法については、客席以外の客室の部分において客に遊興をさせるための客室であって、当該客室内の客席の面積の合計が当該客室の面積の5分の1以下であるものについては、客席及び客に遊興をさせるための客室の部分の双方において照度を測定し、それ以外の客室については、客席のみで照度を測定します。

照度の測定場所のいずれかにおいて照度が10ルクス以下となる場合は、原則として「低照度飲食店営業」に当たります。

(2) 構造及び設備の技術上の基準の見直し

「低照度飲食店営業」において、客の接待をすることが認められていないこと等を踏まえ、低照度飲食店営業のうち客に遊興をさせる態様の営業については、客室一室の床面積を33平方メートル以上とすることとの基準を新たに設けました。また、これまでの「ダンスの用に供するための構造又は設備を有しないこと。」との基準を削除することとなりました。

5 特定遊興飲食店営業の新設（平成28年6月23日施行）

(1) 深夜において、飲食店営業で客に遊興をさせるサービスを提供した場合には、歓乐的・享乐的雰囲気や過度なものとなったり、酔客が迷惑行為を行ったりして、風俗上の問題が生ずるおそれがあるため、これまでは、飲食店営業において深夜に客に遊興をさせることを禁止していました。

しかし、国民の生活様式の多様化し、いわゆるクラブについては一定程度の深夜営業への需要があり、また、バンドの生演奏、ショー等についても時間帯にかかわらず飲食をしながら楽しみたいとの需要があるものと考えられることから、こうした需要を踏まえ、許可制、立地規制、年少者の立ち入らせ制限等の適切な規制の下で、風俗上の問題が生じないような方法で、深夜に客に遊興をさせる営業を営むことができるよう、「特定遊興飲食店営業」の制度を新設することとなりました。

(2) 「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前6時後翌日の午前0時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいいます。

「特定遊興飲食店営業」を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければなりません。

(3) 滋賀県内では、「特定遊興飲食店営業」が営むことができる「良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容される地域」に該当する地域がありません。よって、施行条例において「営業許容地域」を定めていませんので、深

夜における「設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に酒類を提供する営業」は営むことができません。

しかし、例外として、ホテル営業又は旅館営業に係る施設内に所在し、かつ、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため、特にその設置が許容されるものとして、次の基準に適合するときは「特定遊興飲食店営業」の許可を受けて営業することができます。

- (ア) 営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階（当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上）の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分をホテル営業若しくは旅館営業を営む者又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場営業を営む者が管理すること。
- (イ) バルコニーを設置する場合にあっては、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること。
- (ウ) 非常の場合を除き、営業所が設けられる施設のうちホテル等営業者が管理する部分を通じてのみ客が営業所に入出りできるような構造であること。
- (エ) 営業所への客の出入りをホテル等営業者が適切に管理することが見込まれること。
- (オ) 営業所が設けられるホテル営業又は旅館営業に係る施設が、いわゆるラブホテル営業の用に供されるものではないこと。

6 営業時間の制限等の特例

風俗営業者は、これまでどおり12月21日から同月31日までの間は、県内全域において午前1時までその営業を営むことができますが、ぱちんこ屋等の営業（まあじやん屋を除く。）にあっては、県内全域において午前6時後午前10時までの時間及び午後11時から翌日の午前0時前（当該翌日が12月21日から同月31日までの間に該当する場合にあっては、午前1時まで）の時間は、その営業を営むことはできません。

7 ゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定の見直し

（平成28年6月23日施行）

これまで、ゲームセンターにおいて午後10時から翌日の日出時までの間に18歳未満の者を客として立ち入らせることが禁止されていましたが、「日出時」を「午前6時」に改めました。

さらに、施行条例では16歳に満たない者を午後6時以降に客として立ち入らせることを禁止していましたが、事業者団体からの要望や社会情勢等を踏まえ、施行条例の改正を行い、単に年齢と時間を定めて年少者の立ち入らせを禁止することに代えて、保護者（親権者、未成年後見人その他の者で当該年少者を現に監護するものをいう。）が同伴する16歳未満の者を午後6時以後午後10時前の時間において、営業所に客として立ち入らせる場合は、施行条例により遵守事項として定められた立ち入らせてはならない時間であっても、16歳未満の者の立ち入らせを認めることとな

りました。

ただし、午後10時以降にあつては、保護者が同伴した場合でも18歳未満の者を客として立ち入らせることは禁止されます。

8 「深夜」の見直し（平成28年6月23日施行）

これまで、深夜とは午前0時から日出時までの時間としていましたが、「日出時」を「午前6時」と改め、深夜を「午前0時から午前6時までの時間」としました。

改正後の定義

「風俗営業」とは

1号営業（旧1・2号営業）「接待飲食等営業」

キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

2号営業（旧5号営業、旧3号営業の一部）「接待飲食等営業」

喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）

3号営業（旧6号営業）「接待飲食等営業」

喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの

4号営業（旧7号営業）

まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

5号営業（旧8号営業）

スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

「特定遊興飲食店営業」とは（旧3号営業の一部等）

ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前6時後翌日の午前0時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。

☆ 詳しくは、滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務担当室（営業指導担当）、又は県内各警察署生活安全課までお問い合わせ下さい。